

鎌倉武家社会における学問意識

佐藤和夫

一 研究目的

鎌倉幕府の成立は、武家社会独自の機構・論理により新しい世界を形成することとなった。武家社会の精神生活はこれにより大きく発展したが、それに果たした公家社会の役割も無視できない。行政・法制・陰陽道その他文化面での活動は「貞永式目」制定の道理尊重、家訓・消息に見られる武家社会の倫理意識の形成と前後関係を有する。それは又、儒教による意識であり、公家社会から摂取した学問に負う所大であった。政治に対する倫理的意識の成長は仏教の影響も大きいと思うが、子細に見れば儒教の観念も陰陽相關しているのである。本稿では武家学問の摂取と意識についての研究を主眼とした。大方の叱正を乞う次第である。

二 武士の教養

源頼朝は、伊豆拳兵の直前、三善康信使者康清帰洛に際し、「大和判官代邦道」を右筆として「御筆并御判」を加えた書をつかわしたとある。

〔吾妻鏡〕治承四年六月十九日条、以下註記しないかぎり事項・年代の出典は『吾妻鏡』による。

右筆邦道は「洛陽放遊客」として頼朝の許に身を寄せたが、拳兵直前山木判官兼隆邸を「凶絵」して拳兵準備に貢献、襲撃の日を住吉昌長と卜筮している。又兼隆討滅の二日後関東事施行の始として兼隆親戚の史大夫知親の非法張行を停止下知の奉行をつとめたり、のち、行政文人として建久三年（一一九二）頼朝征夷大將軍に補せられた後の政所始に堂々つらなっており、御家人らと比肩するだけの地位を固めている。藤原広綱は「馴京都」れた者として右筆となり（養和二年五月十二日条）中原久経は義朝時代功有りて文筆にも堪能故出仕（文治元年五月十二日条）右近将監家景も又、文筆に携る者として下向（同三年二月二十八日条）越後守高成は「依有文章」って召出され（建久二年二月一日条）右京進仲業は右筆勅の精励の為抽賞され（同三年六月三日条）たりしている。以上の例は頼朝征夷大將軍補任直後の政所始迄のことであるのは注意する必要がある。

頼朝が拳兵後一応の成功をおさめてからは行政組織の確立をいそがねばならなかった。そのような手腕は武士団から期待できないし、一部の御家人武士に行政の権限を与えることによって連帯感の違和が生ずるおそれもある。第三者的能吏を登用することが利の有る所であつた。

又、武士の氣風としては弓馬の芸こそ誇るべきことであつた。^{（一）}頼

朝時代に文武の分野が後代に比して明確であったのは、そのような成立期の武家社会の特質から来るものであった。武士の三徳は、譜代勇士、弓馬達者、容儀神妙であり、將軍警固の条件でもあり、本懐とするところであった。だが工藤祐経や畠山重忠のような芸や博識の士もいた。要するに武士本来の在るべき態度を維持した上での武士の教養であつたといえよう。

註1) 「有小笠懸、是土風也」(元暦元年五月十九日条)、平家方人四人を許さる(文治三年八月十五日条)、流鏑馬技群により所領給与(同四年四月三日条)、同厚免(建久元年四月七日条)、「以施武威為先途」(文治五年十一月条)、將軍でも例外ではない(建久元年四月七日条)。武芸の様式重視(年八月九日)、武芸故実に対する熊谷直実の談(建久六年八月十日条)など特記されるようになり弁才に巧みな武士は反感を買う(梶原景時の例)のである。

三 武士の芸能

芸とは武士社会では「弓馬之芸」・「射芸」・「武芸」次に詩歌・管弦の芸、そして「学問」もまた芸能としての範疇に入れられた。武家社会の芸能はこの三種の分野と考えてよい。管弦に達者な武士達が多いことは京都文化に接したせいである。工藤祐経は平家被官として京都にあり「是生数代勇士之家、雖繼楯戟之塵、一臈上日」の職を経た教養の深い武士で、静御前の舞の鼓をつとめ、公家の接待、平重衡の慰問等一手に引き受けており、又、池頼盛帰洛別れの宴に「馴京都」んだ御家人等が召されている。世上雑事を談じたと共に一芸を披露できる才をもって臨んだことは容易に想像できよう。いわゆる芸能は、武芸と同様に武士の精神生活に益するものでなければならぬのであつて人格形成の大きな要素となつていた。

但し管弦等の芸が不要の場合には不要のものとして区別し遊芸化されることを警戒している。

註1) 畠山重忠、梶原景季(建久二年十一月)、工藤祐経(文治四年四月一日条)等。

(2) 元暦元年六月一日条

(3) 「曾我物語」敵のためにとらるといへども芸を感じ身をたすけ、情をかくるは先規なり」(巻十)

(4) 「令慣弓馬之芸給之外、不可有他事」(建久元年四月七日条)、泰時、頼家の脱輦を諫む(建仁元年九月二十二日条)、義時・広元、実朝を諫む(承元三年十一月四・七日条)

四 芸能としての学問

鎌倉幕府行事としての古書始の初見は、元暦元年十月六日公文所吉書始である。藤原邦道が草している。政所吉書始は建久二年正月十五日である。吉書は政治上めでたい文書を奏聞する儀であるから学識の深い公家がこの任をつとめた。しかし、このような武家故実が成立し各種の公式行事も定例化してくると、必然的に学問への要望の念と雰囲気が生じ、陰陽道のように士気を鼓舞するための宗教的儀礼として政治的意義を帯びるものもあり(村山修一「関東陰陽道の成立」(史林四九一四)、下向公家も活躍の場を得ることとなった。この種の学問は武芸・詩歌・管弦のそれと同様に芸能の範疇に入れられてしかるべきものであった。

公家社会は学問を芸能の第一とした。内容は政治上参考になるものが重視された。建保元年二月將軍実朝のため学問所が設けられ、御家人の中から学問所番を撰定し、和漢の古事を語らせることを指令し、宝治二年三月和漢才芸に通じた御家人を近習となすべきこと

を沙汰せしめている。このような面での武士が多くなっているのを知ると共に、芸として評価されたことを知る。更に執権泰時晩年の頃、武芸・詩歌・管弦・学問の諸芸に堪能なることを奨励されるようになり、小侍所の番帳にそのゆえに編入されることが指令され、芸能という点において武芸・管弦・学問は共に同列におかれていたのであった。

註(1) 正治元年二月頼家左中将転任吉書始には三善々信が草している。

(2) 『禁秘抄』諸芸能事

(3) 『寛平御遺誠』

(4) 義堂周信の『空華日工集』に、学問所番は、唐太宗が十八学士を召して政事の要を問うたことを模したとのべているように、多分博士達の知恵によって設置されたものであろう。

(5) 仁治二年十二月八日条

五 博士家の下向と幕府の学問

幕府に仕えることによって新天地を開拓した公家は少なくない。大江広元は建久二年四月明法博士・左衛門大尉に任、使宣旨を蒙り九条兼実(1)は明法博士の剰任は先例なく左衛門大尉任官も近代すこぶる希であるとその驚きを表現し「非言語之所及、恐頼朝卿運命欲尽歟」と慨嘆している。中原親能もまた幕府に仕え頼朝を補佐した。親能家人前右京進仲業は「右筆之芸」(2)によって建久以来幕府に仕え、実朝の読書始に侍読として奉仕「御注孝経」を講じた。源仲章は下向によって新世界を見出した典型的人物として挙げられる。実朝暗殺の巻きぞえとなったが、それも「過分の荣誉の余殃」(和島芳男『日本宋学史の研究』七十一頁)と見られるほどであった。

清原氏は右衛門大夫季氏・左衛門尉満定が評定衆として幕政に参

与、特に満定の子孫は政所寄人・引付奉行に任せられ政務の面で働いた。教隆はその家学をもって武家の学問に大きな影響を及ぼした(後述)

中原氏では、大江広元が中原広季の養子となり後年大江に復姓した。同じく下向した親能は系図上広元の兄になる。親能妻が頼朝女三幡の乳母であった関係から頼朝を補佐し、寿永三年公文所寄人となった。頼朝と九条兼実との接近に大きな役割を果たした。但し広元・親能、三善々信にしても幕府の宿老として政務に携わったが学問の面では特記すべきものはない。中原師員は嘉祿以前から評定衆として貞永式目の撰定にもあずかり摂津守・大膳大夫・主計頭を歴任、のち出家した。その子縫殿頭師連は引付衆・評定衆を歴任、建長二年清原教隆と共に將軍頼朝の師として帝範を講じている。

藤原茂範は南家出身で右京権大夫・文章博士・式部大輔従二位、永仁二年出家している。建長五年三月上啓し「須企東関之参向、令侍大王之御読、殊無内外、可令昵近(8)」という院宣を蒙り以来宗尊親王に近侍、鎌倉における唯一の文儒として奉公した条々を列挙して抽賞を請い、又その蔵書の多数を渡すべき所の与えられるよう願っている。將軍御所の帝範談義に清原教隆と共に祇候。文永二年文章得業生菅原在兼の献策に際し問者をつとめた。

註(1) 『尊卑分脈』大江氏系図。「使宣旨」は衛門府の官が検非違使に補する時に賜る宣旨(『藤原抄』)

(2) 『玉葉』建久二年四月一日条

(3) 元暦元年十月六日条

(4) 承元四年十二月十一日条

(5) 元久三年正月十二日条

(6) 『明月記』建暦二年九月二十六日条、『吾妻鏡』元久元年正月十二日条、建暦

二年七月八日条、建保四年七月二十九日条、建保六年三月十六日条

(7) 建長二年二月二十六日条、『関東評定衆伝』『尊卑分脈』中原系図

(8) 『金沢遺余残編』藤原茂範上巻

(9) 和島芳男博士『日本宋学史の研究』七十二頁。「茂範上巻」には蔵書の保管について火災を非常におそれている。

(10) 弘長三年六月二十六日条

(11) 『公卿補任』乾元々年条、菅原在兼の項

六 学問の状況

建久四年元旦、頼朝は御家人らに自筆の式目を下したとある。元仁元年十二月北条泰時は執権として「殊被顕道興行之志、而以明法道目安、自今朝毎旦一反可覧之」く努力した記事があるが、泰時に比して頼朝がどの程度の熱意と識見を有したか知りえない。せいぜい武家故実を問うたりしている位である。実朝時代に入ると急に学問的行事が増加してくる。読書始⁽²⁾、『貞観政要』読合⁽³⁾、学問所結番⁽⁴⁾(第四項参照)等のほか法文談義⁽⁵⁾、天台止観⁽⁶⁾、聖徳太子十七条憲法⁽⁷⁾、和漢武將名譽等⁽⁸⁾についての問答等がなされている。実朝の学んだのは『御注孝経』・『貞観政要』・『天台止観』等であるが、実際はもっと多種の内外典を学んだ筈である。実朝の学問は帝王学としてのそれであったが、その意図するところは天皇・皇族とは異った、いわゆる政治的無力さの逃避として和歌をたしなんだと同様、自からの運命を託した消極的なものにすぎなかった⁽⁹⁾。

実朝が公曉の凶刃に倒れるに及び、承久の変の発生し、その結果執権体制が確立すると、法治主義合議制という統治形態を生み出し、学問の面でも二つの点で大きく展開することになった。一つは摂家将軍東下による公家様式の普及、二つは法治主義の根底にある道理

尊重意識⁽¹⁾を、合議制という形で法文化するための経世学の必要がこつてきたこと、武家学問⁽²⁾武家興学の意義はこの点において認識されなければならぬ。

頼朝下向は多くの供奉人を伴い、公家の生活様式をそのまま関東に移したようなものであり、執権家自体が公家と縁を結んでいる程だから想像以上に公家風の傾向が見られた。このような新しい傾向に対処する機関として設置されたのが小侍所であった。小侍所は宿直・供奉・警固を任とし侍所の所管から移され、別当には北条氏主流の人々が世襲した。一門の中心的人物を配したことは、将軍の存在によって生ずる朝廷の策謀を警戒する任務も兼ねていた。事実、長期にわたって小侍所別当であった北条実時は、執権体制確立の有力なブレインとして機密に参画している。この職は将軍の公式行事の側近をつとめるのであるから教養の深い武将でなければならぬ。いきおい彼等の日常にはそのような雰囲気の世界が形成されてくる。将軍はロボット的存在として文芸サロンの雰囲気におくことが好ましいからよりこの傾向が助長された。したがって幕政上貞永元年を例にとっても和歌にたずさわる側近と共に永福寺参詣の記事はあっても政務や法制定に関与した様子は見られない。その他の年でも将軍に関するものは和歌会ぐらいなのである。小侍所番帳には「堪諸事芸能之者」をつらね、「諸人随其志、可始如此一芸」⁽³⁾と別当より触れる有様であった。将軍が交代しても同様で「和漢之才芸」⁽⁴⁾を習得せよと奨励している。更には将軍はこれらに堪能なることを強制されるようになり、和漢の学問師範役として縫殿頭中原師連・清原教隆がその任に当たっている。そして御家人子弟から「好文

并器量之士」をえらんで候すべきことを命じた。⁽¹⁸⁾「好文并器量」が近習の条件になったとは、承久以前の次の例と比較して見れば大きな相違である。承久の変の前年、山城左衛門尉基行は、明年正月の実朝右大臣拝智の鶴岡社参の供奉を許され、その感激を、もともと武士ではないが父行村は廷尉の職にあり、自分も三徳を備え御家人にも列しているにもかかわらず「偏被定号於文士」ていたので御家人武士らと同席するとき恥辱に逢うこともあった、今回関東無双の晴儀参加は千載一遇の好機で永久に武名を子孫に伝えられ本懐至極である、と心境を吐露している。⁽¹⁹⁾「文士」であつたために逢わねばならぬ恥辱と「好文之士」であるがために選ばれる光榮、文士と好文の士では意味するところが若干異なるが、文士出身であつても武士であること、武士であつても好文の士であることと現実的には大差ないが、その社会的評価は時勢の動きと共に大きく変化した。文士とは本来武士に対するに文をもつてその職掌とするもので文人と同義語である。

註(1) 文治五年六月三十日条、建久四年八月九日条、同五年十月九日条

(2) 元久元年正月十二日条、建永元年正月十二日条

(3) 建暦元年七月四日・同十一月二十日条

(4) 元久二年三月一日条

(5) 同元年三月十五日条

(6) 承元四年十月十五日条

(7) 建暦元年十二月十日条

(8) 「寛平御遺詔」に「天子雖窮經史百家、而有何所恨乎、唯群書治世早可誦習、勿就難文以消日月耳」とその方針がのべられ、『花園天皇宸記』は、その学習内容伝えてある。

(9) 建保四年九月二十日条、官位昇進を諫めた広元に對し実朝は「尤難甘心、源氏正統縮此時畢、子孫政不可相繼之、然飽帶官職、欲舉家名」と答えている。

(10) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(竹内理三編『日本封建制成立の

研究」所収)

(11) 拙稿「中世武家の『家訓』の成立と『道理』」(軍事史学)

(12) 拙稿「鎌倉武家学問の研究—その背景と意義—」(早大大学院文学研究科紀要)

(13) 拙稿「北条実時書状」の武家々訓としての評価」(金沢文庫研究 一三二—)

(14) 弘前大学国史研究四二

(15) 仁治二年二月八日条

(16) 宝治二年三月一日条

(17) 建長二年二月条

(18) 建保六年十二月二十六日条

(19) 「小右記」正暦四年正月二十二日条、『東大寺文書』伊賀守小野守経請文八「平安遺文」七三二、天喜三年十月九日、『新儀式』には「文人、其員隨時不定、儒士、内記、藏人所、内御書所、旧文章生、得業生、文章生等也」、『古今著聞集』「文人詩を敬じ」(巻六)とある。その他『吾妻鏡』元仁元年二月二十九日、同十一月廿五日、文永三年三月六日条等に用例があるが割愛する。

七 摂家将軍以後の学習状況

△頼経△

元仁元年四月、手習始、長生殿詩(手本京都より参着)

仁治二年十二月、小侍所番帳改替、諸事芸能の者を選定

△頼嗣△

寛元二年十二月、読書始、侍読筑後守正光朝臣

宝治二年三月、和漢才芸に秀でた者をもって幕府近習を定む

建長二年二月、時頼、将軍に文武稽古のことを進言、清原教隆、

太田康連を推挙

同年五月、帝範談義、清原教隆候す。同じく時頼、浄真に命じて

貞観政要一部を写さしむ

△宗尊親王△

建長六年十二月、御所にて源氏物語談義、河内守源親行これに候

文応元年正月、御所中に昼番衆（歌道・蹴鞠・管弦・右筆・弓馬・野曲以下一芸に長じた者）結番を小侍所に命ず。この中に秋田泰盛・北条時村・越後守実時等含まれる。

弘長元年三月、歌仙をもって結番す。冷泉隆茂ら。

同年十一月、斎藤次郎小侍所番帳に加えられる。（記事化されてくる点に武士教養としての芸能が処世手段として大きな比重を占めてくるのがわかる）

同三年六月、將軍家百首詠の篇終る。御所にて帝範談義、藤原茂範・清原隆隆候す

同年七月、帝範読合

同八月、臣軌読合

これらの公式行事化された学習は帝王学としてのそれであり、何ら現実の武家社会に価値や意義のあるものではない。公家社会・朝廷行事や慣習の延長又は模倣にすぎない。

しかし、このような機会を通じて公家文化が次第に武家社会の中に浸透していったことは重要な意義をもつ。つまりそのような雰囲気・傾向によって武士は教養を深め、武家社会に必要な論理的思考を学識という肉付けをなすことによって、武家社会独自の思想を養ったからである。

八 武家の学習状況

武士が武芸専一に励むべきことを要求されたのは頼朝時代において特にきびしかったが、この基本的な考え方は武家社会を通じて余り変化はないようである。武芸に秀でている上に詩歌・管弦・遊芸

に一芸を示すからこそ賞讃を博するのであって、武士達の学問も、これらの前提に立って考えねばならない。武家の学問習得と一応いえる状況は、実朝を例外とすれば、やはり頼朝が將軍として東下して以来の事と考える。実朝時代学問所番がおかれ、和漢故事に堪能な武士の存在した事は知られるし、歌道の心得のあった武士もいたが、むしろ実朝の好學に応ずるための教養の域を出ていなかった。

しかし、源氏將軍が絶え、北条氏が執権として実権を振うようになってくると幕政方針も大きく転換し、経世のための実用的学問習得の状況が見られてくる。その顕著な例として『吾妻鏡』元仁元年十二月二日条の記事を掲出してみたい。

（泰時）武州為執権、殊被頭政道興行之志、而以明法道目安、自今朝毎旦一反可覽之

この記事に関しては、坂本太郎博士が『法曹至要抄』の神宮文庫本奥書に、明法博士中原明基が関東に同書を撰進したと見える記事のあることを挙げ、すでに成立していた『法曹至要抄』について鎌倉幕府の参考に供すべき簡条を抄出したものであろう。という説を発表し、それを紹介した佐藤進一氏が、同書が式目制定の参考に資せられたと想定することは十分可能であり『吾妻鏡』のこの記事の泰時が明法道目安を読んだということが全然無関係でないことを示唆された。武家学問として成立してくるのは泰時のこのような政治姿勢によるものであって、泰時より始まると考えてよい。泰時は教養の深い人物であり、その故にこそ是非の判断にすぐれた才を示すことができた。文学的にも和歌・連歌をたしなみ『新勅撰集』をはじめとする勅撰集に二十余首も所収され、『本朝通鑑』に「暇日詠倭

歌、寓意遣興」と評されている。建保元年二月学問所番が実朝の爲に結番された時にも第一番の筆頭として祇候している。又、承久の変の上洛によって生まれた明恵上人との交情によって人格形成の上に大きな影響をうけ、これらのことが彼の道理尊重の精神を形成していった。承久の変より三年目に父義時が卒し、將軍後見たることを政子より命ぜられ、執権として連署の叔父時房と共に幕政を総務することになった。翌年の嘉祿元年尼將軍政子が六十九才で歿し、その直前に大江広元が亡くなっているので泰時にとっては彼を制約する存在はなくなった。泰時の思う方針で幕政を展開できるようになったことは幸運なことであるが、同時にその責任も大きくなった。しかも執権体制はまだ不備であり一方的な独裁体制はでき得なかった。それは嘉禎元年、公家側が後鳥羽・順徳兩上皇の帰京懇請に対する拒否回答に、「家人等一同申不可然之由」と『明月記』に記されているように、しかも幕府回答が將軍の返書でなく泰時書状という形式をとったことに、執権の政治的基盤が何人であるかを象徴しているのであり、政道無私は泰時ならずとも時の要請としてとらざるを得ない態度であった。だが泰時の場合はその態度がきわだつており、後世から「有難き賢人」(『沙石集』)「以道理為先」(『品歌』)とたたえられ、「国もしづまかに、世もめでたくぞ侍」(『おざめ』)という北条氏善政観を生み、「先逐武家全盛之跡、尤可被施善政哉」(『式目』)というような武家政治の理想像が抽きだされるようになった。

泰時の最大の業績は『貞永式目』に象徴されるが、彼は大江広元がのこした種々の記録文書を尋ね聚め整理をして、広元の子時広に

送らせた。それらの文書は寿永・元暦以来京都よりの重書、関東の人々の欸状(欸状)、洛中及び南都北嶺に対する武家の沙汰の記録、文治以後領家地頭所務条式目、平氏合戦之時東土勲功次第注文等であり、幕府政治の巨細・由来を知るための重要な資料であり、この頃において泰時がその整理を行ったことは頼朝以来の幕政の一応の回顧が行われ、その上に泰時が新しい執権政治を建設したことを物語り、これは「式目」編纂と同趣旨になるものである。このように過去の幕政を一応整理し、新しい体制を樹立するために「式目」編纂を意図したことは単なる思いつきや、先例・慣習・道理の尊重という概念だけでは実現し得ないし、前述のように専門家的明法道の文官まかせでは折角の意図が生きてこない。まず何よりも為政者自身の学識の浅深如何が、それらの成立結果の内容に大きな影響を与えることになる。『法曹至要抄』の如き明法道に關係のある書物を読んだことや、泰時の詠んだ和歌に荀子勸学篇「蓬生麻中不扶道」の章句を引いている例は、儒学の素養をうかがわせるに充分である。甥の実時を自邸に招き、孫の経時に「好文為事、可扶武家政道」とさとし水魚の交りをなすことをすすめ、今夜の会合は、これが目的であるとのべているが、「好文」が単なる文の愛好ではなく理世のための学問であることは云うまでもない。

このような泰時の思想を體現した人物として北条実時がいる。実時を武家好学の代表者とするに古今を通じて異論はない。しかし、武家学問、あるいはその象徴としての金沢文庫を論ずる場合に、その価値や意義については必ずしも高く評価されているとは云えない。学問の価値や意義はその見る人の判断によって異なるのは

当然であるが、歴史的評価を与える場合は、学問の及ぼした社会的影響や、学問の内容がどの程度まで高められ水準を維持発展させたか、又当時の社会にどれだけの存在価値をもったかを、論理的且つ実証的に明らかにしなければならない。その意味では、武家学問が大きく水準を高めたとは云い難い。しかし、学問の与えた社会的影響や、武家社会における存在意義は積極的に評価しなければならぬ。この面を強調することに武家学問の意義を求めることができよう。この点に関する研究は別稿を予定しているのでいずれ公表の機会を俟ちたい。

註(1)「法曹至要抄とその著者」(『日本古代史の基礎的研究』下、制度篇所収)

(2)「御成敗式目の原形について」(『国史大系月報』15)

(3)「続後撰和歌集」・「続古今集」・「続拾遺集」・「玉葉」・「続千載集」・「新千載集」・「新拾遺集」

(4)「群書類従」雑部「鉄柿」

(5)佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(『内理三編』『日本封建制成立の研究』所収)

(6)拙稿「中世武家の『家訓』の成立と『道理』」(『軍事史学』1)

(7)貞永元年十二月五日条

(8)中村光・関清著『北条実時』北条実時『四十六頁』

(9)「世の中に麻は跡なくなりけり」

(10)古くは近藤正資をはじめ、近代では平泉澄・関清博士等金沢文庫論者が多いが、文庫の性格・機能について評価が異なるのは珍しい。消極的評価の代表者は平泉澄・結城陸郎博士らで機能・運用の面からは島芳男博士は学風面の面からは清橋論である。積極的評価の代表者は関清博士・熊原政男氏で両氏共現金沢文庫復興に生涯をかけたので無意識裡に積極的意志が働くのを割り引いても、稀少利用者の及ぼした影響・目的・背景・書藝学的考察についての提言を我々研究者は見落してはなるまい。これらについては別に構想しているのでは紹介にとどめたい。

九 展望―結びにかえて―

武士の教養から芸能及び芸能としての学問、更に経世の学問へ

と、武家社会における評価の変遷、意識の展開を整理してきたが、北条実時の書写・奥書によるものだけでも『源氏物語』・『管見抄』・『春秋経伝集解』・『群書治要』・『律』・『令義解』・『古文孝経』・『類聚三代格』・『本朝統文粹』・『齊民要術』・『名語記』・『施氏尉繚子解義』等多種多様の分野に亘る学習状況が知られ、単なる秘説伝授の意識を越えた武家の学問意識が見られる。『管見抄』(永仁三年書写、内閣文庫蔵)選輯趣旨跋文に「先拙治政要、是依可補私務」とあるのはよくこの意識を示していると云えよう。又、かつて紹介したような『源氏物語』をめぐる武家社会の学問の文芸化のような余裕も一部の間では見られるようになり、学問に対する無目的無差別な摂受は影をひそめ、生活の中に融合した自然な状態となつてゆくのである。⁽²⁾

なお学風の影響については禪・律等の仏教世界との交流・神道との関係・幕府と朱子学に関して等むしろ本題はこれからというべきであり予定もしているのであるが紙数もつきたので展望にとどめ別の機会を俟つことにして擱筆する。

註(1)「管見抄」跋文の紹介は、阿部隆一氏「北条実時の修学精神」(『金沢文庫研究』14・16)にてなされている。実時の跋文が否か未だ実見の機会を得ないので私見をのべるわけにはゆかぬが、武士の修学精神を示すものとしての価値を損ずるものではない。

(2)拙論口頭発表「北条実時と源氏物語」(第三回日本思想史研究会大会、於同志社大学、昭和四十一年)

附記 本稿は、昭和四十三年度文部省科学研究費補助による奨励研究(B)「『鎌倉時代武家学問の研究』の一部である。終始指導の任にあたっていた早稲田大学萩野三三彦教授、拙稿公表に労をとられた東北大学石田一良教授に深甚なる感謝の意を表す。

昭和四十五年七月十九日